

01 お休み処の整備

■概要 ・地域の人も来街者も、まちを歩いていて、一息つける場所が少ないのが現状である。
 ・旧東海道沿いに来街者や地元住民が一休みできる場を創出することで、歩きやすい環境づくり、住環境の向上、交流の機会の創出を図る。

《歴史・緑・眺望のある権太坂エリア》

■敷地内に休める場を設置



(イメージ)

●自然や眺望が楽しめる敷地内にベンチなど座れる場を創出し、ひと休みできる場を提供。
 《候補地》光陵高校、市営バス折返所、境木ふれあい樹林

■区民トイレの設置*



●「区民トイレ」(右下参照)と共通サインの設置。
 《候補地》境木ふれあい樹林、光陵高校、ローソン権太坂一丁目店

《保土ヶ谷宿シンボルエリア》

■事業との連携によるお休み処の創出



《候補地》今井川沿いのプロムナード、松並木プロムナード、元町橋橋詰広場

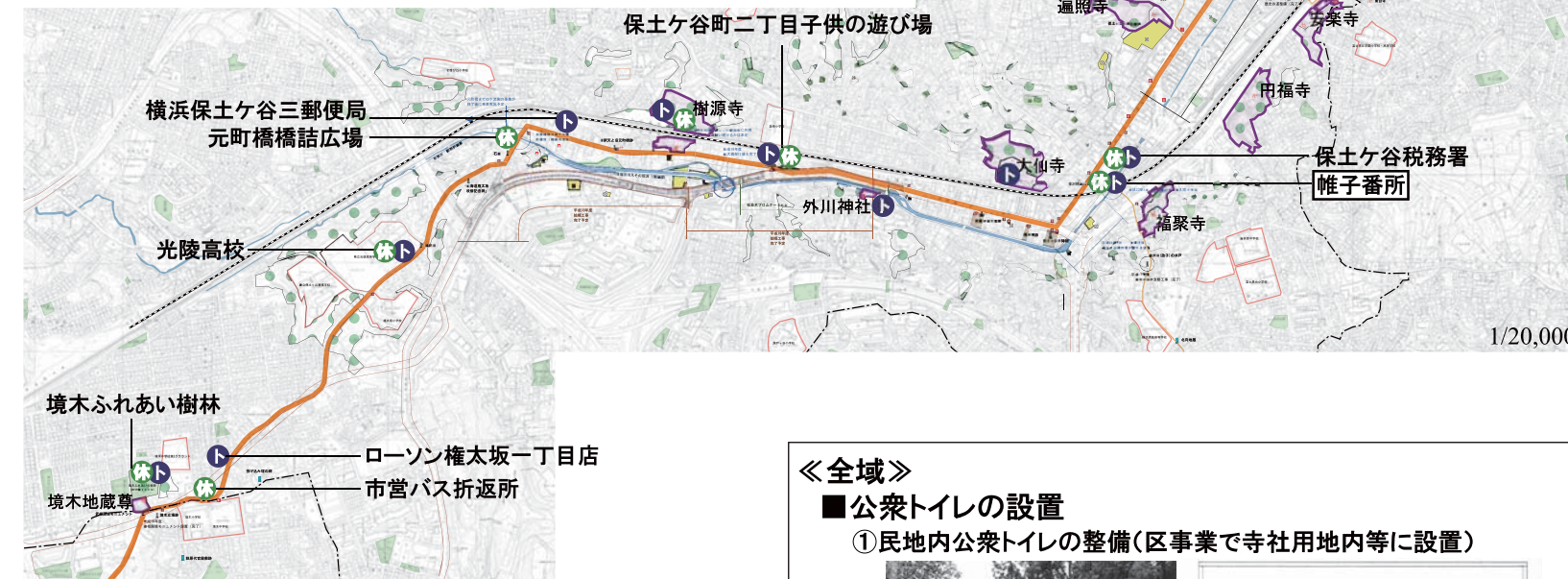
■敷地内に休める場を設置

《候補地》保土ヶ谷町二丁目子供の遊び場、樹源寺、外川神社、大仙寺



■区民トイレ/民地内公衆トイレの整備*

《候補地》横浜保土ヶ谷三郵便局、樹源寺、外川神社、大仙寺



● …お休み処(ベンチ等)の候補地
 ● …公衆トイレや区民トイレの候補地
 名称…現在もお休みどころとしてやトイレが利用できる施設

《賑わいとなりわい形成エリア》

■屋内に休める場を創出



●まちかど博物館と併設するなどして、屋内にお休み処を創出。
 《候補地》岩間市民プラザ、まちかど博物館、店舗等

■敷地内に休める場を設置



●保土ヶ谷税務署
 《候補地》保土ヶ谷税務署、橋樹神社

■区民トイレ/民地内公衆トイレの整備*

《候補地》寺社、岩間市民プラザ、帷子番所、まちかど博物館、店舗等

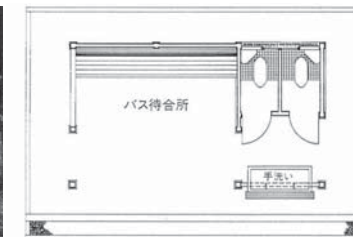
《全域》

■公衆トイレの設置

①民地内公衆トイレの整備(区事業で寺社用地等に設置)



●バス待合所付きトイレ(山口県)



床面積: 17㎡



●来街者が利用できる公衆トイレを、市がお寺境内に整備した事例(鎌倉市)

②「区民トイレ」制度の検討

- 管理者の善意で、公共施設や民間施設内の既存のトイレを区民トイレとして開放してもらい、来街者が広く利用できるようにする。
- 区と管理者が協定を結び、謝礼金を毎年支払う。
- トイレトーパーは区が供給する。(参考:神戸市市民トイレ)



共通サインの設置

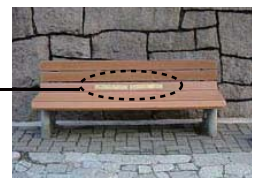


神戸市南京町の市民トイレ

■休める場の設置

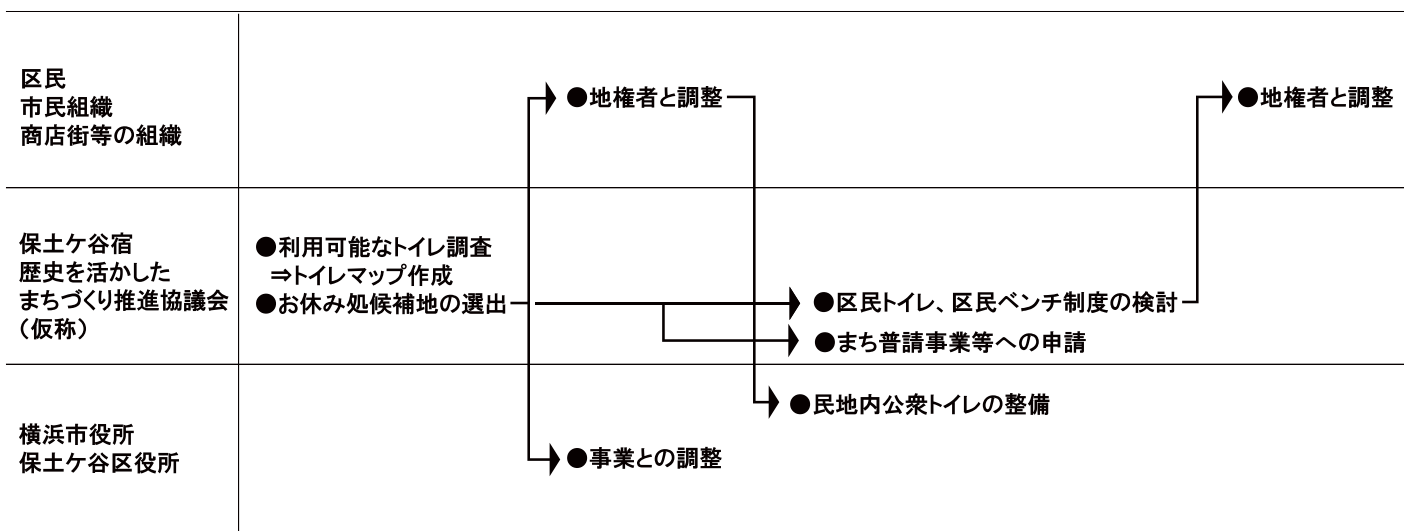
①「区民ベンチ」制度の検討

- 土地所有者の善意で敷地内に一般の方が利用できるベンチを設置する際、設置費用を区が助成する。
- ベンチの一部に広告スペースを設け、広告料からベンチの設置費用を捻出する。(参考:鎌倉グリーンベンチ)
- まち普請事業の活用もあわせて検討する。



広告スペース

■プロジェクトの進め方



02 まちかど博物館／保土ヶ谷宿郷土資料館

■概要

- ・ 保土ヶ谷のなりわい、生活文化、技術などを物語る道具の展示や語り部による解説を通じ、来街者と区民との交流を促す。
- ・ 保土ヶ谷の歴史や生活文化を育む契機となった宿場町時代や、その後の保土ヶ谷の歴史の積み重ねの展示や体験などができる施設による、ネットワーク型の郷土資料館をつくる。

《まちかど博物館》



- なりわいや生活文化を物語る道具、写真、こだわり商品等の展示。
- 店主による解説。

《保土ヶ谷宿郷土資料館》



- 旧脇本陣で見発された宿帳
- 保土ヶ谷宿の模型
- 保土ヶ谷宿の街並みのスライド

● 既存の建物を複数利用して、宿場町時代を中心とした郷土資料を展示する「保土ヶ谷宿郷土資料館」のネットワークをつくる。

《共通サインやガイドマップの作成》



- 共通の看板や幟などのサインの設置
- 全まちかど博物館／郷土資料館を紹介するガイドマップ

《保土ヶ谷宿郷土資料館での活動イメージ》

《展示》



● 宿場の模型や資料の展示

《ワークショップ》



● 保土ヶ谷の食文化の体験ワークショップ(写真:ほじゃがを使ったホドドッグづくり)

《資料館内での解説》



● 保土ヶ谷の生活文化についての昔語り

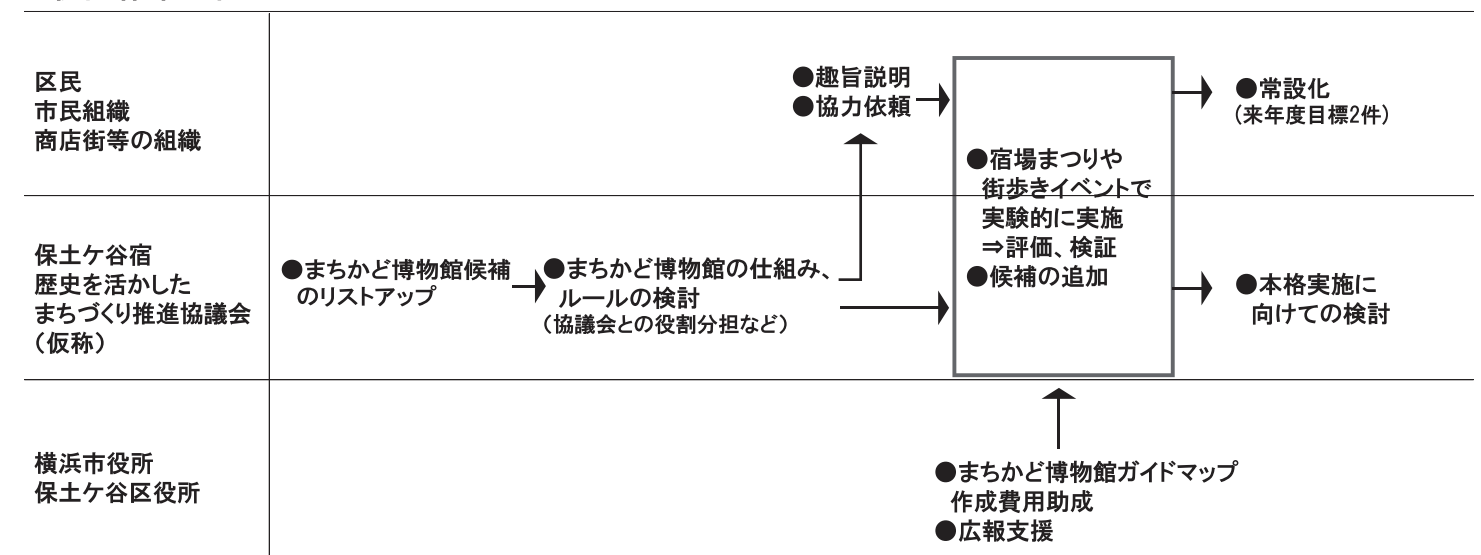
《総合的学習の時間への協力》



● 先生のための研修会の開催

● 小学校間での成果の情報交換

■検討作業工程



■墨田区の実績(1987～)

- 設置者の参加資格: 区内企業・団体または個人
- 開館日・公開日時: 設置者が日時をあらかじめ指定
- 墨田区の助成措置
 - ① 設置経費:
 - 1館45万円の範囲以内で補助。
 - 全館共通の看板、ガイドマップ等を作成・提供。
 - ② 運営経費:
 - 管理運営に要する費用の一部として、月額2万円(年間24万円)の範囲内で補助。

【現在の出展者: 27件】

■小田原市の取組み(1997～)

- 市の助成措置
 - ① 設置経費:
 - 1館あたり上限60万円の範囲で初期改修費助成。
 - ② ガイドマップ発行等
 - ほぼ毎年「街かど博物館ガイドマップ」の更新・発行。
 - 共通のプレート、幟の支給。
 - ③ 「街かど博物館ファンクラブ事業」
 - 会員(会費無料、小学生以上)に、定期的に会報などを発信する。(H17.9～)
 - 【経緯】H16「館長連絡協議会」発足し、博物館同士の横のつながりが生まれる。協賛事業を実施。市外への情報発信が不十分だったという経緯からこの事業が生まれた。

【現在の出展者: 17件】

2. 旧東海道地域のまちづくり施策の進め方 まちづくりプロジェクトイメージ [点]

II 歴史を活かしたまちづくりの方向性とアクション基本計画

《保土ヶ谷宿郷土資料館 候補地》

■本陣(軽部さん)



■帷子番所



■脇本陣(藤木さん)



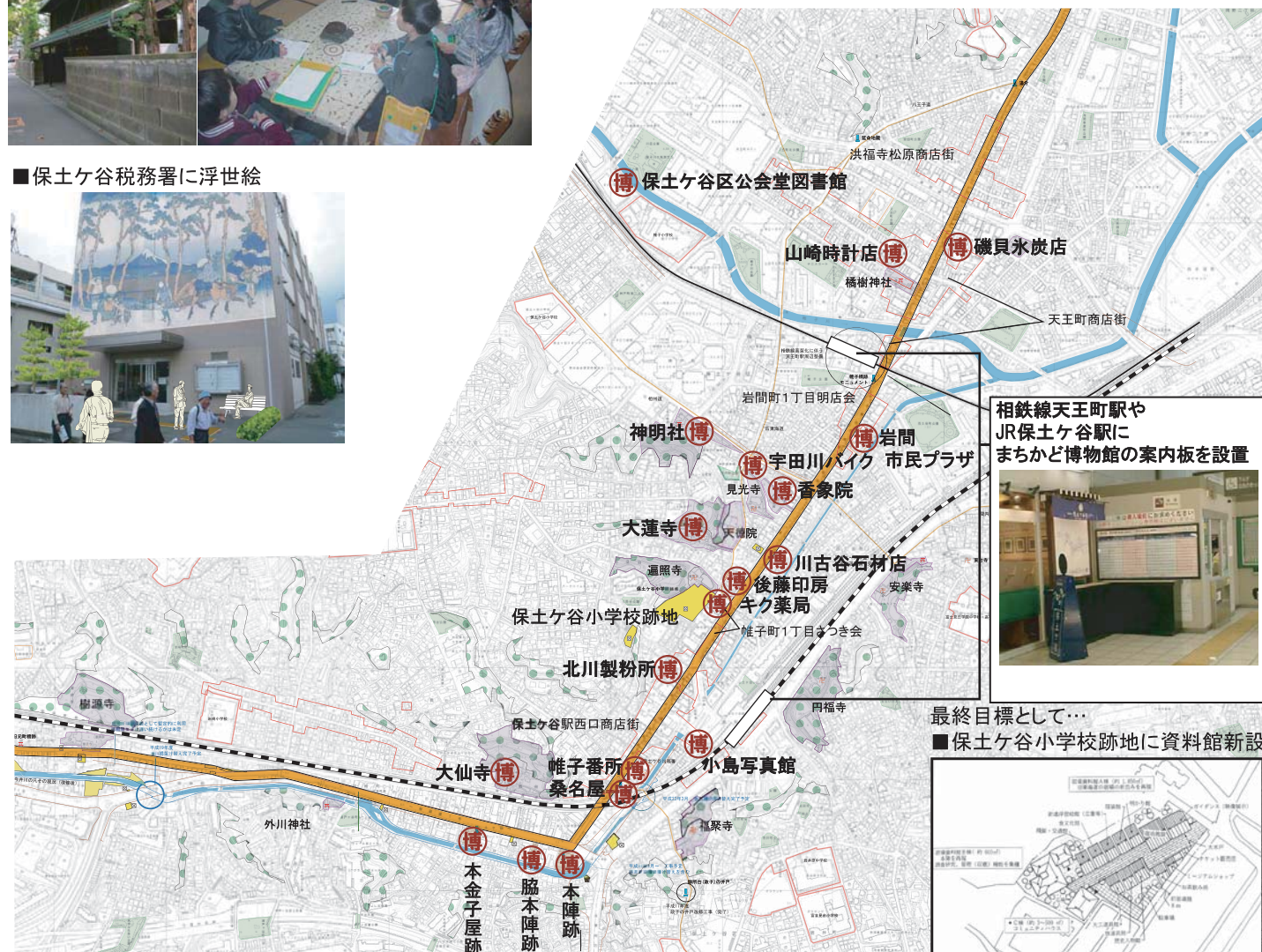
■桑名屋さん



■本金子屋(金子さん)



■保土ヶ谷税務署に浮世絵



1/15,000

《まちかど博物館 候補地》

■薬の調合に使った搗り鉢(キク薬局)



■昔ながらの印鑑の製造器具(後藤印房)



■昔の街並みのスライド(磯貝氷炭店)



■昔の太鼓(神明社)



■お伝の墓(大仙寺)



■井戸(宇田川バイク)



■徳川家康公の側室お萬の方が植えたざくろの木など(大蓮寺)



■天井画(香象院)



■昔の保土ヶ谷駅/ラストエンペラー溥儀の写真(小島写真館)



■石臼、ふいごなど昔の道具、石工の道具(川古谷石材店)



■そばの話(北川製粉所、明治19年~)



03 本陣や本金子屋の保全

■概要

- ・ 本陣は、「保土ヶ谷宿」の象徴であり、西口商店街からのアイストップともなっており、旧東海道において重要な位置に存在する。
- ・ 本金子屋の建造物は、昔の旅籠の面影を残した貴重な歴史的建造物である。
- ・ 本陣や本金子屋の敷地の一部は都市計画道路用地に含まれているため、その建造物等に関して、保土ヶ谷区の貴重な歴史資源としての価値を再評価し、保全策を検討する。

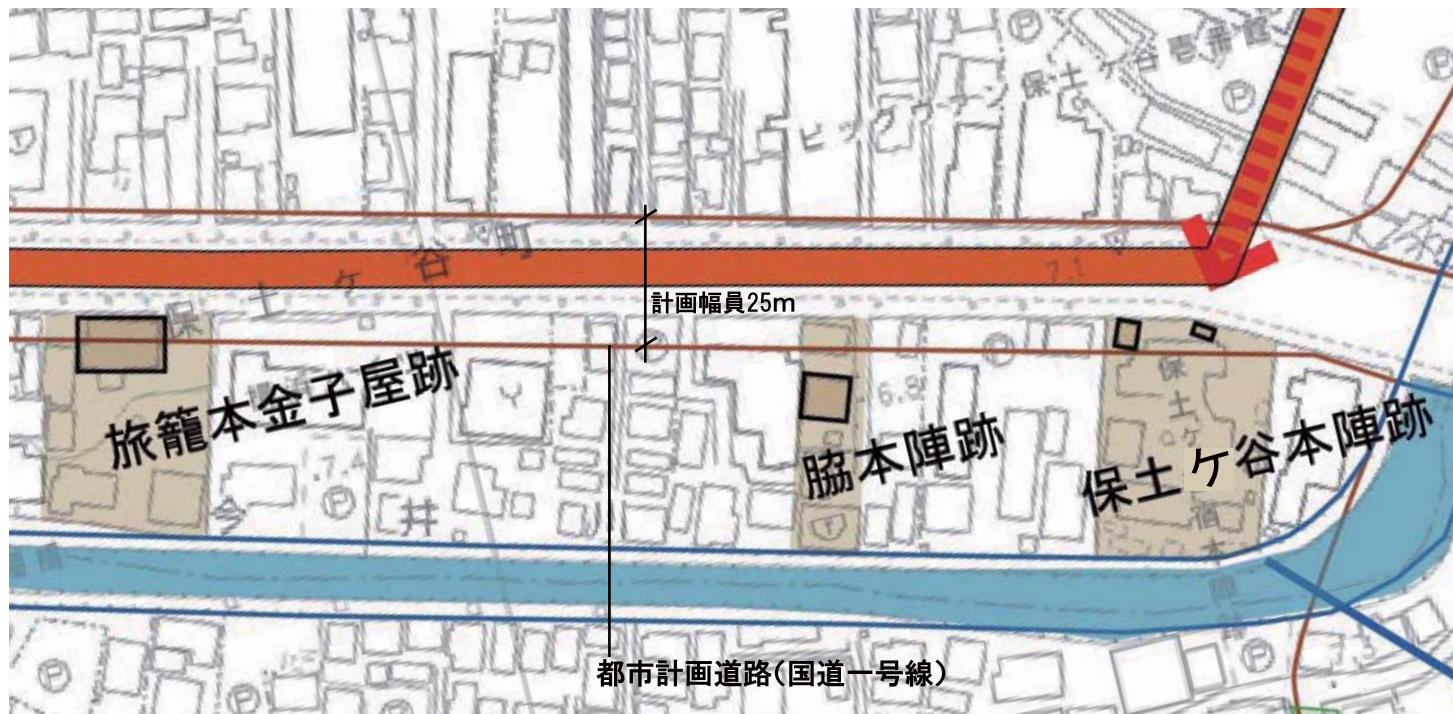


本陣の蔵

本陣の門

本金子屋

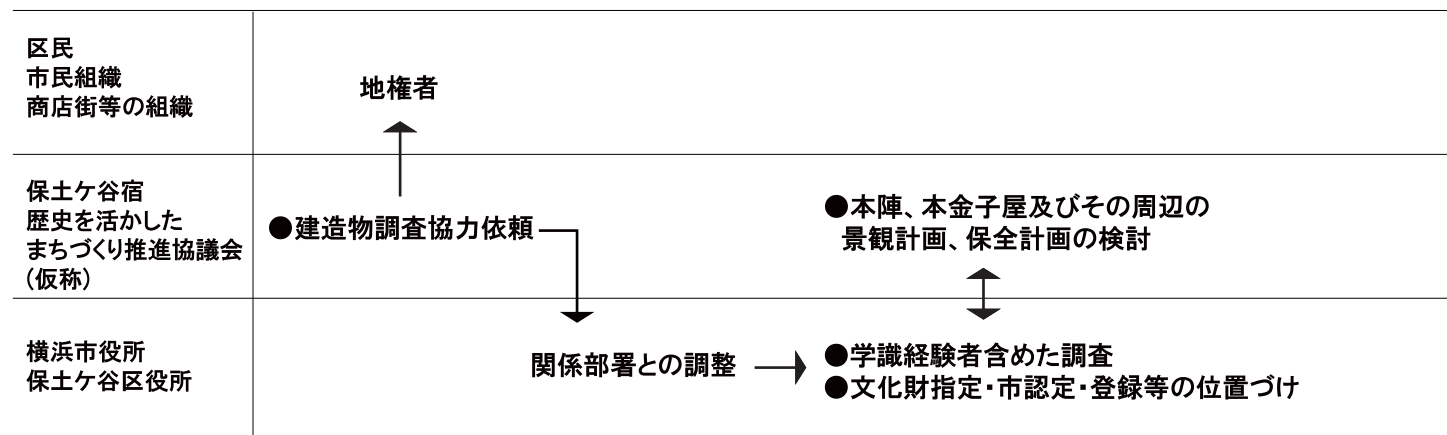
●本陣、本金子屋とその周辺の景観計画の検討



1/1,500

参照：【参考】横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱

■検討作業工程

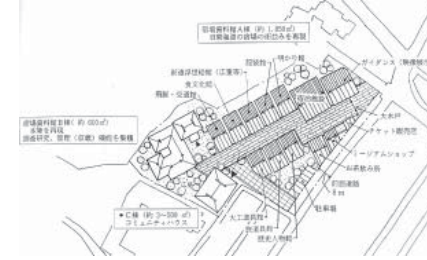


04 保土ヶ谷小学校跡地の活用

■概要

- ・ 低未利用地である「保土ヶ谷小学校跡地」の活用策を検討する場をつくる。

《宿場資料館》



《市民活動の拠点》



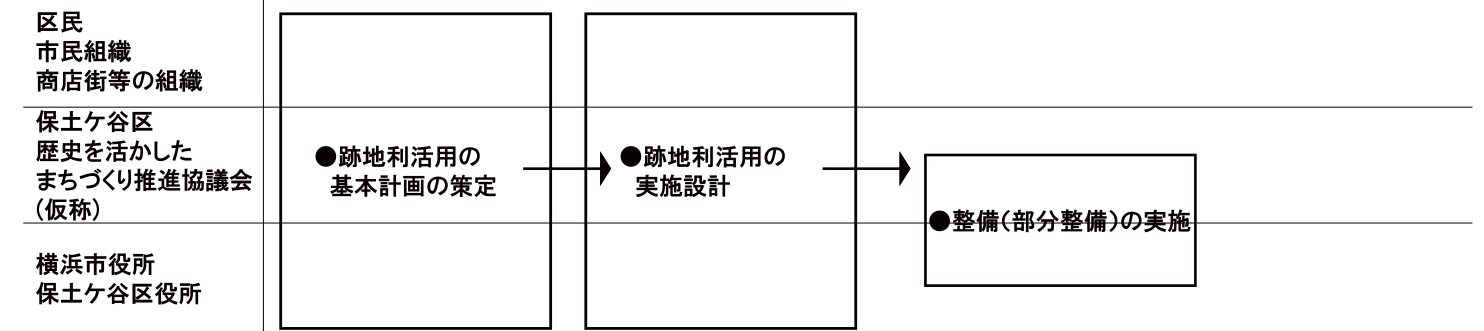
《ほどじやが畑》



●保土ヶ谷小学校の歴史

- ・ 保土ヶ谷区内でもっとも古い明治6年創立
- ・ 初代校舎は軽部庫次郎氏宅に建設
- ・ 大正12年の関東大震災で校舎は全て崩壊するが、同14年再建
- ・ 平成12年に小学校が神戸町に移転
- ・ 現在はコミュニティ施設「イコットハウス」やビオトープなどによる暫定利用中

■検討作業工程



【参考】文化財について

- ・ 文化財とは、文化財保護法に基づき国で指定するものと、自治体が条例に基づいて指定するものがある。
- ・ 横浜市では「横浜市文化財保護条例」に基づき、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財及び無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、地域文化財、埋蔵文化財の指定などを行っている。

【参考】横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱

- 登録歴史的建造物
 - ・ 市は景観上価値があると認める歴史的建造物について、所有者の協力のもとに台帳に登録することができる。
 - ・ 外観にかかわる大規模な改変等を行う場合、市に通知する必要がある。
 - ・ 市は、改変等に対して助言を行うことができる。
 - ・ 登録歴史的建造物のうちまちづくりのうえで必要と認めるものについては、保全と活用に関する契約を、市と所有者の間で結ぶことができる。
- 認定歴史的建造物
 - ・ 市は登録歴史的建造物のうち特に重要な価値のあるものには、その所有者の同意を得て横浜市認定歴史的建造物として認定することができる。
 - ・ 市は、認定の際に、所有者と協議の上、保全活用計画を定める。
 - ・ 保全活用計画に関わる変更を行う場合は、市に届け出る必要がある。
 - ・ 市は、変更の届出が出たものに対して、指導及び助言を行うことができる。
- 助成に関して
 - ・ 歴史的景観の保全活用に関する維持管理、修理、修景、復元、公開等について、次の各号に定める行為を行う所有者等に対し、その行為に要する経費の一部を助成することができる。

- (1) 登録歴史的建造物のうち保全契約を締結したのものについて、その契約に基づき行われる行為
- (2) 認定歴史的建造物について、その保全活用計画に基づき行われる行為
- (3) 歴史的景観保全地区内において、その保全整備計画に基づき行われる行為
- (4) 歴史的建造物を営業目的以外に公開する行為
- (5) 前各号の規定による行為以外のもので、歴史的景観の保全と活用に寄与すると特に認められる行為

05 サインとサイン周辺の魅力づくり

- 概要**
- 旧東海道地域は既に十分なサイン整備がなされているが、サインが乱雑な街並みに埋もれており、魅力的でないところもある。
 - 楽しく快適に歩ける環境をつくるため、旧東海道沿いの案内サイン周辺の魅力を高める。
 - サイン周辺の魅力づくりをきっかけとして、地域の魅力づくりへと活動を波及させて行く。
 - 旧東海道地域のさまざまなサインデザインの統一を検討する。

《サイン周辺の魅力づくりのイメージ》

権太坂(⑪)

・サイン周辺の植栽の充実



ゴミに埋もれる「旧元町橋」案内サイン(⑧)

・サイン周辺の植栽の充実
・元町自治会館・消防団倉庫の壁面の色彩の変更
・隣接したスペースの小広場化



電柱等に埋もれている「其爪の碑」(⑤)

・サイン周辺の植栽の充実
・共架による電柱の削減
・建物の壁面の素材・色彩の変更



《上記以外の周辺の魅力づくりが必要なサインの例》

追分(①)



・サイン周辺の植栽の充実
・建物壁面の素材や色彩の工夫

散策案内図(②)



・サイン周辺の植栽の充実
・駐車場の遮蔽

古東海道(③)



・植栽による駐車場の遮蔽

高札場跡(④)



・広告物のコントロール

案内板(⑨)



・広告物のコントロール
・植栽による駐車場の遮蔽

【参考】地域まちづくり事業助成事業の活用による整備例



磯子区滝頭磯子地区

地域まちづくり事業助成事業
地域まちづくり推進条例における地域まちづくりプラン等に基づいた事業に対する整備助成事業

《国道1号や今井川の河川事業にあわせて魅力づくりが必要なサインの例》

案内板(⑦)



・国道1号の拡幅整備に合わせた旧道との分岐点としての整備

元町の由来(⑩)



・今井川の河川改修と合わせた元町橋の橋詰広場の再整備

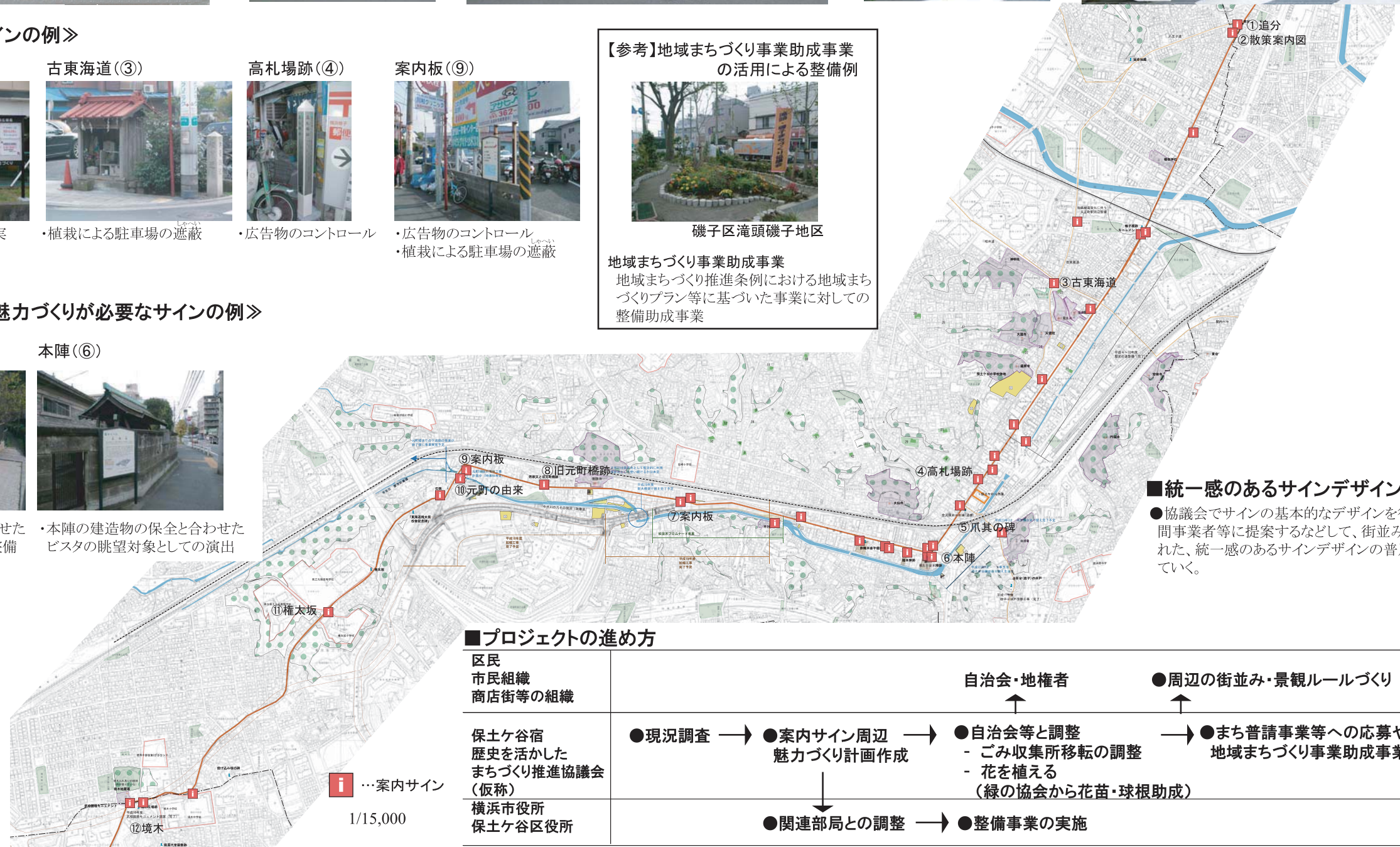
本陣(⑥)



・本陣の建造物の保全と合わせたビスタの眺望対象としての演出

《周辺の整備が完了したサインの例》

境木(⑫)



■統一感のあるサインデザインの普及

●協会でサインの基本的なデザインを行政や民間事業者等に提案するなどして、街並みに配慮された、統一感のあるサインデザインの普及を図っていく。

■プロジェクトの進め方

